

# 日本郵便株式会社九州支社管内における施設の修繕工事等名簿登録者の追加募集

2022年5月11日

日本郵便株式会社 不動産部担当執行役員 横山 明彦

日本郵便株式会社九州支社管内における、施設の修繕工事等の業者指定名簿への登録者(以下「指定名簿登録者」という。)を追加募集する。

## 1 概要

### (1) 募集の概要

九州支社管内の各県(福岡県、佐賀県、長崎県、熊本県、大分県、宮崎県及び鹿児島県)における日本郵便株式会社の施設の修繕工事等を依頼する際に指名する者を、提出された資料の審査により選定し、指定名簿登録者として登録するもの。

### (2) 対象施設

九州支社管内の各県における日本郵便株式会社の施設(郵便局、社宅、支社ビル等)。

### (3) 対象工事

請負契約の金額が、原則100万円(税抜き)を超え500万円(税抜き)未満の修繕工事(建築一式、電気、管、塗装)。

ただし、年末年始仮設建物及び別に定める専門工事等、除くものがある。

### (4) 指定期間

2022年7月1日から2023年6月30日まで

### (5) 指定条件

別紙「名簿登録条件書」のとおり

## 2 応募資格要件

### (1) 次のアからオに該当しない者であること。

ア 契約を締結する能力を有しない者及び破産者で復権を得ない者。ただし、制限行為能力者であって契約締結のために必要な同意を得ているものを除く。

イ 以下の各号に該当し、日本郵便株式会社が取引先として不適当と認めた者。これを代理人、支配人その他の使用人として使用する者についても同様とする。

(ア) 不正又は不誠実な行為をした者

(イ) 不法行為をした者

(ウ) 契約の履行にあたり、契約義務違反のあった者

(エ) 安全管理の措置が不適切であると認められる者

(オ) 契約相手方として不適切であると認められる者

(カ) その他、日本郵便株式会社に損害を与えた者

ウ 破産法(平成16年法律第75号)に基づき破産手続開始の申立てをし、若しくはされた者、会社更生法(平成14年法律第154号)若しくは金融機関等の更生手続の特例等に関する法律(平成8年法律第95号)に基づき更生手続開始の申立てをし、若しくはされた者又は民事再生法(平成11年法律第225号)に基づき再生手続開始の申立てをし、若しくはされた者。ただし、更生手続又は再生手続の終結の決定がされた者を除く。

エ 自己若しくは自己の役員等又は自己の下請負人若しくはその役員等が次の各号のいずれかに該

当する者。

(ア) 暴力団、暴力団員等、暴力団員でなくなったときから5年を経過しない者、暴力団準構成員、暴力団関係企業、総会屋等、社会運動等標ぼうゴロ、特殊知能暴力集団等、その他これらに準ずる者(以下「暴力団等」という。)であること。

(イ) 暴力団等が経営を支配していると認められる関係を有すること。

(ウ) 暴力団等が経営に実質的に関与していると認められる関係を有すること。

(エ) 自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもってするなど、不当に暴力団等を利用していると認められる関係を有すること。

(オ) 暴力団等に対して資金等を提供し、又は便宜を供与するなどの関与をしていると認められる関係を有すること。

(カ) 暴力団等と社会的に非難されるべき関係を有すること。

オ 本件応募に係る参加表明書及び各種要件の確認資料(以下、「参加表明書等」という。)の提出期限日において、福岡県、佐賀県、長崎県、熊本県、大分県、宮崎県、鹿児島県のいずれかで、日本郵政グループ各社より競争参加(指名)停止を、国土交通省九州地方整備局又は福岡県、佐賀県、長崎県、熊本県、大分県、宮崎県、鹿児島県から指名停止(日本郵政グループ各社以外の指名停止の場合は、措置要件が虚偽記載、過失による粗雑工事、契約違反又は安全管理の不適切により生じた事故である場合を除く。)を受けている者。

(2) 建設業法第27条の29に定める建設工事に係る総合評定値の通知を受けている単体企業のもので次の要件を満たしていること。

なお、総合評定値の審査基準日は、参加表明書等の提出期限日の1年7か月前までのものとし、かつ最新のものであること。

総合評定値の 工事種別	・建築一式 ・電気 ・管 ・塗装	総合評 定値	工事種別が建築一式及び電気にあつては700点以上、管にあつては650点以上、塗装にあつては点数を問わない。
事業所の所在地に関する 要件	名簿登録希望県、又は隣接する県に建設業法上の本店・支店又は営業所を有すること。		
施工実績に関する要件	求めない。		
配置予定技術者に関する要件	■ <u>建築一式の場合</u> 、(表-1)の当該工事の有資格技術者を4名以上有し、かつ名簿登録希望県に(表-1)の当該工事の資格を有する担当技術者を2名以上選定できること。 ■ <u>建築一式以外は</u> 、(表-1)の当該工事の有資格技術者を2名以上有し、かつ名簿登録希望県に(表-1)の当該工事の資格を有する担当技術者を1名以上選定できること。 なお、原則として担当技術者は、他の都道府県との重複はできない。ただし、名簿登録を複数希望する際、別に担当技術者を配置することが困難な場合は、隣接する2つの県に限り、重複することができる。		

### 3 応募方法等

(1) 参加表明書等の提出

応募する者は、参加表明書(表紙)、及び技術資料(希望工事種別・希望県(様式1)、技術者調書(様式2-①~2-③のいずれか)及び総合評定値通知書(写))を、後述5の提出期限までに、後述4の提出先へ持参又は郵送(一般書留郵便に限る。)のいずれかの方法により提出すること。

なお、参加表明書等を郵送で提出する場合は、郵便を差し出した際に受領する「書留・特定記録郵

便物受領証(お客様控え)」の写しを、参加表明書等提出期限までに、後述4に示す提出先にファクシミリにより送信すること。

ファクシミリ送信様式は、別記のとおり。

(2) その他

下記8(1)に関する通知に必要な返信用封筒(長3号封筒)を持参又は同封すること。

なお、封筒には、返送先となる提出者の住所及び商号又は名称を記載し、簡易書留郵便料金分の郵便切手(404円分)を貼付すること。

4 参加表明書等提出等担当部署

区分	担当部署	電話番号	住所
参加表明書等の提出に関すること (提出先)	日本郵政株式会社 九州施設センター 業務グループ 契約・不動産サービス 担当	TEL 096-328-5237 FAX 096-324-6417	〒860-8797 熊本県熊本市中央区城東町1番1号 日本郵政グループ熊本ビル3階
参加表明書等の審査に関すること	日本郵政株式会社 九州施設センター 技術グループ	TEL 096-328-5245	

5 参加表明書等の手続等

手続等	期間・期日・期限(注1)	場所
参加表明書等作成に係る資料の交付	2022年 5月11日(水)から 2022年 5月24日(火)まで	日本郵政グループホームページ(建設工事関係)よりダウンロード(注2)
参加表明書等提出先及び提出期限	2022年 5月24日(火)までに持参又は郵送(締切日までに必着)により提出すること。	〒860-8797 熊本県熊本市中央区城東町1番1号 日本郵政グループ熊本ビル3階 日本郵政株式会社九州施設センター 業務グループ契約・不動産サービス 担当あて
結果通知日	2022年 6月24日(金)までに通知する	書面により通知

(注1)上記の期間中の受付は、土曜日、日曜日及び祝日を除く午前10時から午後5時(正午から午後1時の間を除く。)とする。

(注2)日本郵政グループホームページ (アドレス)<http://www.japanpost.jp/>

日本郵政グループホームページ → 日本郵政グループについて → 調達情報、公告 → 調達情報 → 一般調達情報 → 建設工事・設備運行・設備保守関係 → 入札公告

※又は「日本郵政 一般調達情報」で検索

エリア

会社

公告日

種別 で検索

6 技術資料の審査、適格者の選定方法

- (1) 提出された技術資料に基づき(表-1)及び(表-2)の項目について審査を行い適格者を選定する。
- (2) (表-2)に掲げる応募資格要件を満たさない場合は不適格とする。
- (3) 以下の場合は失格とする。

- ア 技術資料の提出方法、提出先及び提出期限が、指定した方法によらないもの。
- イ 技術資料の作成様式及び記載上の留意事項に示された条件に適合しないもの。
- ウ 技術資料に記載すべき事項の全部又は一部が記載されていないもの。
- エ 技術資料に記載すべき事項以外の内容が記載されているもの。
- オ 虚偽の内容が記載されているもの。

## 7 指定名簿登録者の決定

上記6の審査において選定された適格者の中から、別に定める基準ポイント数に応じて、名簿登録希望工事種別及び名簿登録希望県別に、「指定名簿登録者」として決定する。

## 8 指定名簿登録に関する通知等

- (1) 上記7により決定された指定名簿登録者に対しては指定通知を、指定しない者(以下「非指定者」という。)に対しては、指定しない旨及び指定しない理由(以下「非指定理由」という。)を書面により通知する。
- (2) 上記(1)の通知は、日本郵政株式会社九州施設センターが行う。

## 9 その他留意事項

- (1) 書類等の作成に用いる言語、通貨及び単位は、日本語、日本円、日本の標準時及び計量法(平成4年法律第51号)に定める単位に限る。
- (2) 参加表明書等の作成及び提出に要する費用は、提出者の負担とする。
- (3) 提出期限以降の参加表明書等の差替及び再提出は認めない。
- (4) 提出された参加表明書等は返却しない。
- (5) 他の参加表明書等提出者に関する問合せには一切応じない。
- (6) 参加表明書等に虚偽の記載をした場合には、取引制限措置を行うことがある。
- (7) 本件手続に関する問い合わせ先は、上記4に示す区分及び担当部署のとおり。

(表-1) 資格

工事種別	資格・免許等の種類
建築一式	1・2級建築施工管理技士、一・二級建築士、監理技術者資格者証(監理技術者講習を修了している者)
電気	1・2級電気工事施工管理技士、監理技術者資格者証(監理技術者講習を修了している者)
管	1・2級管工事施工管理技士、監理技術者資格者証(監理技術者講習を修了している者)
塗装	1・2級建築施工管理技士、一・二級建築士

(表-2) 応募資格要件

要件	内容
取引先資格の有無	建設業法第27条の29に定める建設工事に係る総合評定値の通知を受けている単体企業の者で、総合評定値が参加表明書等の提出期限日の1年7か月前までの日を審査基準日とし、かつ最新のものであること。
工事種別及び総合評定値の基準	工事種別が建築一式及び電気にあつては700点以上、管にあつては650点以上、塗装にあつては点数を問わない。
事業所の所在地に関する事	名簿登録希望県、又は隣接する県に建設業法上の本店・支店又は営業所(※)を有すること。 ※建築業法第5条及び7条に適合すること。
施工実績に関する事	求めない。
取引制限の有無	参加表明書等提出期限日に、福岡県、佐賀県、長崎県、熊本県、大分県、宮崎県、鹿児島県のいずれかにおいて、日本郵政グループ各社より競争参加(指名)停止を、国土交通省九州地方整備局又は福岡県、佐賀県、長崎県、熊本県、大分県、宮崎県、鹿児島県から指名停止(日本郵政グループ各社以外の指名停止の場合は、措置要件が虚偽記載、過失による粗雑工事、契約違反又は安全管理の不適切により生じた事故である場合を除く。)を受けていないこと。
技術者数と担当技術者の資格、免許等	① 工事種別が建築一式にあつては、(表-1)の有資格技術者を4名以上有し、かつ名簿登録希望県に(表-1)の資格を有する担当技術者を2名以上選定すること。 ② 工事種別が建築一式以外にあつては、(表-1)の有資格技術者を2名以上有し、かつ名簿登録希望県に(表-1)の資格を有する担当技術者を1名以上選定すること。 なお、原則として担当技術者は、他の名簿登録希望県との重複はできない。ただし、名簿登録を複数希望する際に別に担当技術者を配置することが困難な場合、隣接する2つの県に限り重複することができる。 また、有資格技術者は自社社員であること。自社社員であっても実態的に派遣形態をとっている場合は認めない。

## 名簿登録条件書

【件名】 日本郵便株式会社九州支社管内における施設の修繕工事等名簿登録者の追加募集

【対象期間】 2022年7月1日から2023年6月30日まで

## 【内容】

## 1 対象施設

登録された各県に所在する日本郵便株式会社施設(郵便局、社宅、支社ビル、分室、団地配達作業所、研修センター、管理予定施設等)

## 2 対象工事等の補足

- (1) 見積書の様式は別途指定する。
- (2) 修繕工事等を行う場合は、日本郵便株式会社九州支社等と別に工事請負契約を締結する。
- (3) 年末年始仮設建物及び【別記1】に定める専門工事は、原則、本件対象工事から除外する。

## 3 修繕工事等の手続

- (1) 修繕工事等を実施する必要がある場合、過去の施工実績、地理的条件等を考慮し、指定名簿登録者から3者程度選定の上、日本郵政株式会社九州施設センター(以下、「九州施設センター」という)から工事概要等を連絡し、見積書提出の依頼を行う。
- (2) 見積書提出の依頼があった場合は、提出期限までに見積書を提出すること。
- (3) 提出された見積書等は、九州施設センターで工事内容、金額等を審査する。
- (4) 審査結果により、1者を特定し価格の決定を行った上で工事請負契約を締結する。
- (5) 工事実施に当たっては、九州施設センターが監理等する場合は、その指示に従い工事を実施すること。

## 4 指定名簿登録者の指定の取消し等

以下の事例に該当した場合等は、指定名簿登録者の指定を取り消す場合や更新を行わない場合がある。

- (1) 指定期間中に、この制度により受注した工事において、日本郵便株式会社から取引制限を受けたとき。
- (2) 募集の条件等が遵守されない場合、工事関係書類(見積書・工事完成書類等)の提出の遅れ、見積辞退又は工事の対応不備等の問題点が生じたとき。(事例については、【別記2】参照のこと。)
- (3) 指定期間中に契約の履行状況が著しく不良と認められる場合や、経営状態が著しく不安定であると判断されるとき。(取引停止の事実等、賃金不払い等による労働基準監督署からの通報があり改善がない等)。
- (4) 技術資料等に虚偽の記載をし、その審査結果に基づき指定されたと判明したとき。
- (5) 公告に記載している応募資格要件を満たさなくなったとき。

ただし、総合評定値の点数が満たさなくなった場合、及び配置技術者に欠員が生じ速やかに補充した場合を除く。

- (6) 指定名簿登録者から辞退の申し出があったとき。

## 5 取引の制限

指定期間中に日本郵政グループ各社から、全国又は登録している各県から取引制限を受けた場合には、その期間内において見積依頼は行わない。

## 6 その他

- (1) 提出された見積書に疑義がある場合には、他の指定名簿登録者に見積りを依頼し、契約することがある。
- (2) 指定名簿への登録により生ずる権利又は義務は、第三者に譲渡又は継承しないこと。
- (3) 見積書の提出、工事の実施、完成時の書類提出等、常に業務の進捗状況を把握し、自社の責任において期限を遵守するよう管理すること。  
なお、工事実施に当たり法令違反、品質管理体制、工程管理、安全対策、近隣への対応等について評価する。
- (4) 請負代金は、適法な請負代金請求書を受領後、30日以内に支払う。
- (5) 参加表明書に記載の住所、連絡先及び担当者が変更になる場合は、事前に九州施設センターに連絡すること。

### <専門工事>

- (1) 専門工事は、各メーカーの仕様の違いや専用の部品を使用している場合が多く、メーカー、保守会社、専門工事会社等で工事を実施する必要がある。また法規制等により、取扱業者が決められている場合がある。
- (2) 専門工事の中には、年間保守点検委託を行っている設備等が含まれているので、委託を行っているものについては、指定名簿登録者で実施する工事の対象外とすることがある。

建 築	電 気	空気調和・衛生・機械
・自動ドア	<ul style="list-style-type: none"> <li>・消防用諸設備(感知器等)</li> <li>・防犯機器(通報装置)</li> <li>・交換機・電話</li> <li>・セキュリティ設備(防犯カメラ・カードリーダー・人感センサー等)</li> <li>・ケーブルテレビ設備</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・エレベーター</li> <li>・小荷物専用昇降機</li> <li>・油圧リフト</li> <li>・郵便関係区分機設備類</li> <li>・空気調和設備のうち熱源機器</li> <li>・気送管</li> <li>・浄化槽</li> <li>・ガス設備(配管等)</li> <li>・消防用設備</li> <li>・機械式駐車場設備</li> </ul>

### <指定名簿登録者の取消>

履行状況が著しく不良と認められる又は募集の条件等が遵守されない場合等の事例

- (1) 見積書提出を拒否した場合。ただし、地域災害等の特殊要因を除く。
- (2) 修繕工事の見積提出、工事完成書類等が連絡及び理由も無く遅い場合。
- (3) 担当技術者及び担当者数について、提出された技術資料に虚偽の記載があった場合。
- (4) 見積書の内容が市場単価と比較して著しく高額な場合。
- (5) 業者指定名簿登録後、応募資格要件を満たさないことが判明した場合。
- (6) 工事实施施設から工事内容に係る苦情が頻繁にあった場合